

岡山県地域医療構想調整会議設置要綱

(目的)

第1条 医療法(昭和23年法律第205号)第30条の14の規定に基づき、県内の各構想区域の地域医療構想調整会議における議論が円滑に進むように支援する方策その他の地域医療構想の達成に必要な協議を行うため、協議の場として、岡山県地域医療構想調整会議(以下「調整会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 調整会議は、次の事項について所掌する。

- (1) 各構想区域における地域医療構想調整会議の運用に関すること。
- (2) 各構想区域における地域医療構想調整会議の議論の進捗状況に関すること。
- (3) 各構想区域における地域医療構想調整会議の抱える課題解決に関すること。
- (4) 病床機能報告等から得られるデータの分析に関すること。
- (5) 構想区域を超えた広域での調整が必要な事項に関すること。
- (6) その他地域医療構想の達成に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 調整会議の委員は、次に掲げる者のうちから県知事が委嘱又は任命する。

- (1) 各構想区域の地域医療構想調整会議の議長
- (2) 岡山県医師会の代表者
- (3) 岡山県病院協会の代表者
- (4) 医療保険者の代表者
- (5) 地域医療構想アドバイザー

(任期)

第4条 調整会議の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。また、初回の任期のみ平成32年2月29日を終期とする。

- 2 任期途中で退任した委員の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、任期終了後であっても、新たに委員が委嘱又は任命されるまでは、その職務を行うものとする。

(議長及び副議長)

第5条 調整会議に、議長及び副議長を置く。

- 2 議長は、委員の互選により定め、副議長は議長が指名する。
- 3 議長は、調整会議を代表し、会務を総理する。
- 4 議長に事故があるときのほか、議事の内容により議長に重大な利益又は不利益が生じるおそれがあると委員の過半数が認める場合は、副議長がその職務を

代理する。

(会議)

第 6 条 調整会議は、議長が必要の都度招集し、これを主宰する。

2 議長は、必要に応じて調整会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

3 議長は、必要があると認めるときは、特定の事項について、関係のある委員のみで調整会議を開催することができる。

4 会議は原則公開とし、患者情報や医療機関の経営に関する情報等を扱う場合には、非公開とする。

(事務局)

第 7 条 調整会議の庶務を司る事務局は医療推進課に置く。

(雑則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は議長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 30 年 11 月 1 日から施行する。

岡山県地域医療構想調整会議委員名簿

(R7. 7. 1～R9. 6. 30)

所 属 ・ 職 名	氏 名
岡山県医師会 会長	松 山 正 春
岡山県病院協会 会長	重 井 文 博
県南東部地域医療構想調整会議 議長 (岡山市医師会 会長)	平 田 洋
県南西部地域医療構想調整会議 議長 (倉敷医師会 会長)	荒 木 一 博
高梁・新見地域医療構想調整会議 議長 (高梁医師会 会長)	仲 田 永 造
真庭地域医療構想調整会議 議長 (岡山県病院協会真庭支部 支部長)	金 田 道 弘
津山・英田地域医療構想調整会議 議長 (津山市医師会 会長)	大 谷 公 彦
岡山県国民健康保険団体連合会 常任理事	池 宗 敏 文
健康保険組合連合会岡山連合会 事務局長	高 田 清 彦
全国健康保険協会岡山支部 支部長	國 定 剛
地域医療構想アドバイザー (川崎医療福祉大学医療福祉マネジメント学部 特任教授)	浜 田 淳